

消費生活 相談

今すぐLED照明に交換しなければいけない!? ~LEDへの切り替えは計画的に・LED照明は正しく使いましょう~

【問い合わせ】消費生活センター(産業政策課内 ☎287-0858)

水銀使用製品である蛍光灯は令和8(2026)年1月から順次、製造・輸出入が規制されます。一般照明用の蛍光灯も令和9(2027)年末までに、製造・輸出入が終了します。規制開始後も、蛍光灯の継続使用、在庫の売買およびその使用は可能ですが、今後は計画的にLED照明へと切り替えていくことになります。



消費生活センターには、このような規制に乗じた業者が「今すぐLED照明に交換しないといけない」などと言って消費者の不安をあおり、新たに製品を購入させたという相談が寄せられています。いきなり業者から「今すぐ交換」などと言われても、その場で契約しないでよく検討しましょう。

また、本来使用してはならない照明器具にLED照明を使用すると、発煙・発火などの原因になります。従来の照明を新しくLED照明に替える場合は、LED照明の注意点を理解し、正しく安全に使いましょう。

くなる。今すぐLED照明に交換しなければいけない」と言われた。

【事例2】従来型の蛍光灯用照明器具にLED電球を交換して使っていたら、突然発火して壊れた。



トラブルに遭わないために…

- ▽業者から契約を迫られても、必要がなければきっぱり断る。
- ▽蛍光灯が切れたタイミング等で、計画的にLED照明に交換する。
- ▽従来の照明器具を替えずにLED照明に切り替えるときは、その照明器具に使用可能かどうか確認する。
- ▽不明点がある場合は、電気店や電気工事店に相談する。

相談事例

【事例1】いきなり来訪した業者に「蛍光灯が使えない

困ったときや不安を感じたときは、一人で悩まずに、すぐに消費生活センター(☎287-0858)や消費者ホットライン(☎188)へご相談を!

■「ねんきん定期便」が封書でお手元に届いたら内容を確認し、記録の漏れや誤りがあった場合のみ、同封の「年金加入記録回答票」でご回答ください。

■問い合わせ
ねんきん定期便ダイヤル(☎0570・058・555 ※050から始まる電話の場合は☎03・6700・1144へおかけください。)

区分	送付形式	通知内容
50歳未満 (35歳・45歳以外)	はがき	保険料納付額 月別状況(直近13月) 年金加入期間 加入実績に応じた年金額
50歳以上 (59歳以外)	はがき	保険料納付額 月別状況(直近13月) 年金加入期間 老齢年金の種類と見込額
受給者(直近1年間に被保険者期間がある場合)	はがき	保険料納付額 月別状況(直近13月) 年金加入期間
35歳・45歳	封書	保険料納付額 年金加入期間 加入実績に応じた年金額 年金加入履歴 月別状況(全期間)
59歳	封書	保険料納付額 年金加入期間 老齢年金の種類と見込額 年金加入履歴 月別状況(全期間)

■「ねんきん定期便」の記載内容は? 「ねんきん定期便」は年齢によって形式や記載される内容が異なります。年齢別の記載内容は左表のとおりです。

■「ご存じですか?」ねんきん定期便」
日本年金機構では、年金制度への理解を深めていただくことを目的に、毎年誕生日に、ご自身の年金記録を記載した「ねんきん定期便」をお送りしています。

国民年金
だより
年金記録をチェック!
「ねんきん定期便」

